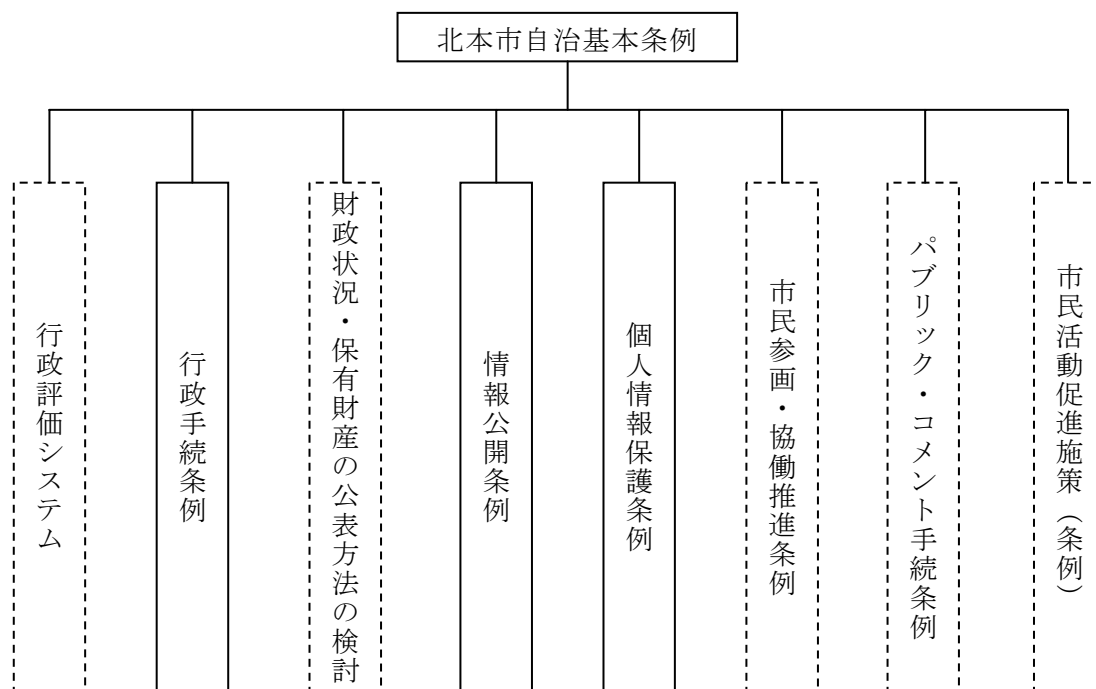


自治基本条例制定の意義と条例制定後に取り組むべきもの

- 1 自治基本条例は、市民が主役となってまちづくりを進めるために必要な市民と市（議会と市長等）との関係を示すもの（用語整理図参照）
- 2 自治基本条例は、まちづくりの主体となる「市民」、「議会」、「市長等」の3者の権利や責務を明らかにし、まちづくりにおける基本的事項を規定するもの
- 3 そのため、自治基本条例を制定しただけでは、「変化」は生じない
＝「自治基本条例を制定すること」自体が目的ではない
- 4 自治基本条例の理念の下に市民が主役となってまちづくりを進めるためには、必要な個別条例や制度を整備していく必要がある



※ は既に条例化されているもの。 は自治基本条例制定後に整備すべきもの